

外部研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出により確保された財源  
についての研究力向上に資する活用方針

令和3年6月18日

大学研究委員会決定

国立大学法人宮崎大学における外部研究費に係るPI人件費制度実施に関する申合せ第6に基づき、宮崎大学における外部研究費の直接経費からPIの人件費を支出することにより確保された財源の活用方針について、以下のとおり定める。

## 1. 目標

本学は、現代社会が直面する医学、農学、工学、人文社会科学等の分野の諸問題に取り組み、独創的、萌芽的、学際的あるいは融合的研究によって得られた成果を基盤に、人類・社会の持続的発展に寄与することために、本制度（PIの人件費から確保された財源を本学が研究力向上のために活用する仕組みをいう。以下同じ。）を活用する。

## 2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

本制度により確保された財源については、次のために活用するものとし、その支給・配分方法については、別に定める。

- (1) 本制度により人件費を拠出したPI自身への支援
- (2) 研究設備・機器および研究環境の整備に係る費用
- (3) イノベーション創出のための研究支援人材（URA等）雇用に係る費用
- (4) 若手研究者への支援

## 3. 本制度の活用にあたっての留意事項

- (1) 直接経費の使途については、研究の着実な遂行のためPIが判断するものであり、本学が支出について強制するものではない。
- (2) 本方針についてはPIの意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。